保健福祉部 急病診療所

報告を受けた事項

### 措置状況

#### 1. 共通的事項

① 佐世保市立急病診療所松葉杖担保金において、佐世保市財務規則第132条第1項で「第130条の規定による歳入歳出外現金の出納の手続は、歳計現金の出納の例による。」と規定されているにもかかわらず、調定をしないまま公金銀行等に払い込んでいた。

#### 3. 契約事務

① 急病診療所医師待機派遣委託契約において、佐世保市財務規則第166条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、…数量の多寡、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、業務時間が2時間の日額単価に対し、業務時間が4時間の日額単価(倍額)の予算額をもって予定価格としていた。

#### 4. 財産管理事務

① 寄贈された物品において、佐世保市物品会計規則第 11 条で「…物品について取得をしようとするときは、物品処理書(様式 2) により契約課長に合議のうえ当該物品の取得をし、出納員を経て受け入れなければならない。この場合、速やかに会計管理者に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、物品処理書を作成していないものがあった。

財務規則の認識不足により、調定をしないまま松葉 杖担保金を公金銀行に払い込んでいたものです。

令和3年12月10日に所内会議を開催して、財務規則を再認識し、今後は調定処理を行ったうえで、払い込むように周知徹底しました。

なお、調定処理の方法として松葉杖使用申込書に決 裁欄を設けることで調定とするように改善していま す。

耳鼻咽喉科の在宅当番医の実施時間が4時間から2時間に変更になったことにともない、本来、予定価格調書を作成すべきところ、職員の認識不足により予算額をもって予定価格としていたものです。

令和4年1月13日に所内会議を開催して、今後は、 予定価格の設定について、適正に事務処理を行うよう 周知徹底しました。

物品会計規則の認識不足により物品処理書を作成せずに寄贈を受けていたものです。

令和3年4月30日付で物品処理書を作成し、契約 課長に合議、寄贈品の取得をし出納員を経て受け入れ る処理をし、令和4年1月13日に会計管理者に通知 いたしました。

また、令和4年1月13日に所内会議を開催して寄贈品受け入れの流れ等について説明し周知徹底を図りました。

保健福祉部 長寿社会課

報告を受けた事項

措置状況

- 3. 契約事務
- ② 佐世保市緊急通報システム事業業務委託契約において、佐世保市財務規則第166条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、見積書が5種類の月額単価であるのに対し、2種類の月額単価の予算額をもって予定価格としていた。
- ③ 佐世保市配食サービス事業委託 契約(随意契約)ほかにおいて、佐世 保市業務委託の契約事務に関する基 幹要綱第4条第6項で「指名競争入札 等において、…契約の目的・内容によ り業務を委託することのできる名簿 登録者又は資格者がいない場合に限 り、名簿又は資格者に登録されていな い者(以下この項において「登録外業 者」という。)を指名することができ る。この場合において、業務委託の発 注課は、当該登録外業者の指名に関し 契約課が行う名簿登録審査と同等の 審査を行わなければならない。」と規 定されているにもかかわらず、登録外 業者について名簿登録審査と同等の 審査を行っていなかった。
- ④ 国保連合介護保険伝送システム の運用管理に係る委託契約において、 佐世保市財務規則第177条第1項及び 佐世保市財務規則事務取扱要領3(1) イ(1)で「…決定業者の見積書は徴す

当該業務委託契約における予定価格について、設計金額等をもって予定価格とすべきところを、5 種類の月額単価にもかかわらず、合算されている2種類の予算金額をもって予定価格として契約事務を行っていたものです。

担当者の認識誤り及び課内の確認不足により、事務の誤りにつながりました。

今後は、予定価格について財務規則及び事務取扱要 領等の確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹 底しました。

当該業務委託契約ほかについては、長寿社会課として、高齢者に対し必要不可欠な事業であり、受託意向のある事業所とはすべて契約した上、事業を実施できる事業所が登録業者の中に存在しない場合、契約課協議の下、登録外業者と随意契約を行っております。

一方で、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹 要綱で定める登録外業者の登録審査を適正に行うべき であったにも関わらず、審査基準及び審査方法につい て充分に認識しておらず、事務の誤りにつながったも のです。

今後は、登録外業者の指名について財務規則及び事 務取扱要領等の確認を行い、適正な事務を行うよう周 知徹底しました。

当該委託契約において、適正な時期に見積書を徴しておらず、予算策定時の見積書において契約可能であるという担当者の認識誤り及び課内の確認不足により、事務の誤りにつながったものです。

今後は、財務規則及び事務取扱要領等の確認を行い、

保健福祉部 長寿社会課

報告を受けた事項		措	置	状	況
る。」と規定されているにもかかわら	適正な事務	が理を行	うよう原	問知徹底し	よした。
ず、決定業者からの見積書を徴してい					
なかった。					
·					

保健福祉部 健康づくり課

報告を受けた事項

措置状況

### 3. 契約事務

⑤ レセプト電子データ提供に関する契約(複数単価契約)において、 佐世保市財務規則第166条第2項で 「予定価格は、…取引の実例価格、 …等を考慮して適正に定めなければ ならない。」と規定されているにもか かわらず、1種類の単価のみを予定 価格としていた。

財務規則の認識不足により、1種類の予定価格にもかかわらず複数の単価で契約締結しており、予定価格を適正に設定しておりませんでした。

次年度からは、予算書に個別の予算金額を記載することで、適正に予定価格を設定できるよう改善します。

令和3年12月6日に事務担当者において契約事務 を再認識し、今後は、予定価格の設定など、適正に事 務を執行するよう周知徹底しました。

#### 4. 財産管理事務

#### ② 備品において

ア 佐世保市物品会計規則第 15 条 第 3 項で「…備品を処分したとき は、物品返納・処分報告書により 契約課長に報告しなければならな い。」と規定されているにもかかわ らず、処分した備品について報告 していないものがあった。

前回の定期監査終了後、すべての備品について台帳 と照合し、令和元年7月25日に処分報告していまし たが、一部に品番確認漏れなどの照合誤りがあったも のです。

当該備品については、定期監査終了後に備品台帳から削除し、令和4年2月3日付で契約課へ「処分報告書」を提出しました。

なお、備品台帳と現品を照合し、台帳を整理すると ともに、その他の備品についても処分報告を完了しま した。

今後は、備品の処分について適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。

イ 佐世保市物品会計規則第 21 条 で「出納員は…備品ラベルをちよ う付して整理しなければならな い。」と規定されているにもかかわ らず、備品ラベルをちょう付して いないものがあった。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口の 設置に伴い当該備品を購入した際、感染症の発生によ り業務が混乱していたため、備品ラベルのちょう付が 漏れていたものです。

当該備品については、定期監査調査後、令和3年11月29日に備品ラベルをちょう付しました。

今後は、備品の管理について適正に事務処理を行う よう周知徹底しました。

保健福祉部 試験検査課

報告を受けた事項 措 置 状 況 3. 契約事務 ⑥ Milli-QIntegral5 (超純水製造装 佐世保市財務規則事務取扱要領の認識不足により、 置:メルク株式会社製)の修理におい 見積書をもって当該予定価格として処理をしてしまっ て、佐世保市財務規則第176条で「随 たものです。 今後はこのようなことがないよう財務規則及び事務 意契約を締結しようとするときは、 あらかじめ第166条の規定に準じて 取扱要領等の認識を改め、適正な事務処理を行うよう 予定価格を定めるものとする。」と規 周知徹底しました。 定されているにもかかわらず、予定 価格を設定していなかった。

#### 置 通 知 書 措

措

保健福祉部 新型コロナウイルス感染症特別対策室

置

報告を受けた事項

#### 2. 支出事務

① 出張命令伺において、保健所長 (部長職) の出張については、佐世 | 決裁として処理したものです。 保市事務処理規程第6条で「市長決 裁事項…以外の事項は、副市長の専 決事項とする。」と規定されているに もかかわらず、副市長の命令を受け ていなかった。

#### 3. 契約事務

⑦ 新型コロナウイルスワクチン接 種にかかる周知広告業務委託契約に おいて

ア 佐世保市財務規則第175条の2 別表7第1号から第5号に掲げる契 約類型のいずれにも当てはまらない にもかかわらず、同表第1号の基準 を適用し、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第1号の規定による随 意契約により契約を締結していた。

イ 地方自治法施行令第167条の2 第1項第1号の規定による随意契約 (以下「1号随契」という。)による 契約ができないにもかかわらず、1 号随契を行い、1号随契であること を条件とする佐世保市財務規則第 144 条第 6 号の規定による契約保証 金の免除を行っていた。

ウ 地方自治法施行令第167条の2 第1項第1号の規定による随意契約 (以下「1号随契」という。) による 契約ができないにもかかわらず、1 号随契を行い、1号随契であること を適用の前提とする佐世保市財務規 則第176条第2号の規定により予定 事務処理規程の認識不足により決裁権限を誤り部長

状

況

今後は、決裁権限の誤りがないように、令和4年1 月 21 日に事務処理規程の該当部分を部内に周知徹底 しました。

契約種別の判断誤りにより業務委託契約とすべきと ころを製造請負契約として処理したものです。

今回の指摘を受け、広告業務委託と製造請負契約と の違いについて、部内に周知徹底しました。

保健福祉部 新型コロナウイルス感染症特別対策室

報告を受けた事項

措置状況

価格を設定していた。

- ⑧ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査(検体採取及び検査)業務委託契約において、佐世保市業務委託契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、消費税等相当額を加算しないまま予定価格として設定していた。
- ⑨ 新型コロナウイルス集団接種会場設営等業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。

#### 4. 財産管理事務

③ 物品の寄附に係る受入れにおいて、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。

基幹要綱の認識不足により、消費税等相当額を加算 せずに予定価格を設定していたものです。

今後は、このような事案が発生しないよう、予定価格の設定者において設定の際に改めて確認を行うとともに、要綱を再確認し、適正な事務処理を行うよう職員へも周知を図りました。

基幹要綱の認識不足および予定価格設定者への事前の説明が不十分だったことにより、100 円未満の端数を切り捨てずに消費税等相当額を加算し予定価格を設定していたものです。

今後は、要綱を再確認するとともに、予定価格調書の余白に積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算するよう記載することを部内に周知徹底しました。

事務処理規程の認識不足により、副市長の決裁を受けていなかったものです。

当該物品については、令和3年12月8日に副市長 決裁を受けました。

今後は、事務処理規程を再確認し、物品の寄附の受 入れの際には、副市長の決裁を受けるよう周知徹底し ました。